

項 目	「直流電源装置」回路の保護機構について（直流電源装置）
1 内容 技術基準省令解釈別表十二の技術基準 J 6 0 9 5 0 に基づき、スイッチングタイプの直流電源装置（通称・ACアダプター）の適合性検査を行う場合、1次側の保護装置の管形ヒューズの代りにヒューズ抵抗を使用することは認められますか。 認められる場合には、型式の区分において「回路の保護機構 （1）あるもの」としてよいでしょうか。	
2 回答 ヒューズ抵抗について、異常試験（5.3 異常運転及び故障状態）を10回繰返したとき、すべてヒューズ抵抗が溶断することにより、技術基準に適合することが確認できるときは、当該ヒューズ抵抗を一次側の回路保護装置とみなすことができます。 この場合には、型式の区分において「回路の保護機構 （1）あるもの」として取り扱うことができます。	